

○ 議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の中村健秀氏（仙北地域）の任期が、来る平成30年3月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

中 村 健 秀 大仙市板見内字君信42番地1
(再推薦) 昭和46年11月15日生(満46歳)
任期：平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年)

○ 議案第6号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の池田キミ氏（仙北地域）の任期が、来る平成30年3月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

池 田 キ ミ 大仙市高梨字金堀220番地
(再推薦) 昭和20年5月30日生(満72歳)
任期：平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年)

○ 議案第7号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の高畠良市氏（中仙地域）の任期が、来る平成30年6月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、後任として遠藤まき氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

遠 藤 ま き 大仙市清水字切上130番地
(新規推薦) 昭和32年5月28日生(満60歳)
任期：平成30年7月1日～平成33年6月30日(3年)

○ 議案第8号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 市が関与する団体の資金を職員が着用した事件を始めとする度重なる不祥事を受け、市長及び副市長が自らの懲戒の意を込めて、次のとおり給料を減額するものであります。

1 給料の減額（附則第16項関係）

平成30年3月1日から平成30年3月31日までの期間の市長及び副市長の給料は、市長にあつては給料月額額の10分の2（169,000円）を、副市長にあつては10分の1（68,200円）を、それぞれ減じた額とする。

2 施行期日 公布の日

○ 議案第9号 平成29年度大仙市一般会計補正予算（第13号）

補 正 額 250,000 千円
 補正後の予算総額 50,694,082 千円

【歳 出】

（単位：千円）

| 所 属 | 補正事項 | 補正額 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|-----|----------|---------|--------------|-----|-----|---------|-------------|
| | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | その他 | 一般財源 | |
| 建設部 | 1. 除雪対策費 | 250,000 | | | | 250,000 | 市道の除排雪経費の補正 |

○ 議案第10号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 本案は、ライフスタイルの変化に合わせた柔軟な働き方を可能にして職員のワークライフバランスを向上させ、職員がさらに能力を発揮することができるよう、国家公務員の制度に準じ、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

- 1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を可能とする規定の追加（第8条の3関係）
 - (1) 育児のための早出遅出勤務の対象となる事由
 - ① 小学校就学前の始期に達するまでの子のある職員
 - ② 小学校等に就学している子のある職員で規則で定めるもの
 （※ 規則で定めるものとは、放課後児童クラブ等の送迎を予定）
 - (2) 介護のための早出遅出勤務の対象となる事由
 負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたって日常生活を営むのに支障がある家族等の世話を職員が自ら行う場合
- 2 所要の文言整理（第9条関係）
- 3 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第11号 大仙市個人情報保護条例及び大仙市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

※ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」）の一部が改正され、個人情報の定義が明確化されたことに伴い、本市個人情報保護条例において所要の改正を行うものであります。

- 1 大仙市個人情報保護条例（平成17年大仙市条例第20号）の一部改正【第1条の規定】
 - ① 個人情報の定義を、生存する個人の情報であって、氏名、生年月日その他の記述等に含まれる情報（文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された情報や個人識別符号が含まれる情報によって特定の個人を識別することができるもの）とすることとした。（第2条第2号関係）
 ※ 下線部分は、本改正により明確化する部分
 - ② 行政機関個人情報保護法に定める個人識別符号の定義を規定することとした。（具体的には、顔認証データや旅券番号、運転免許証番号、基礎年金番号、住民票コードなどで政令等で定められるも）（第2条第3号関係）
- 2 大仙市情報公開条例（平成17年大仙市条例第18号）の一部改正【第2条の規定】
 1の個人情報保護条例と同様に個人情報の定義を見直すこととした。（第5条第2項関係）
- 3 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第12号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について

※ 灯油価格の高騰や経済情勢の悪化などにより講じてきた入湯税の税率の特例措置について、温泉施設においては未だ利用客の減少などにより経営状況が好転しないことから、この特例措置を2年延長するものであります。

1 日帰り入浴の場合の入湯税を150円から50円とする税率の特例措置を平成32年3月31日まで延長(2年)することとした。(附則第30条関係)

2 施行期日 公布の日

(入湯税軽減措置の経緯)

- ① 平成20年度～平成21年度 灯油価格の高騰により
- ② 平成22年度～平成23年度 経済情勢の悪化により
- ③ 平成24年度～平成25年度 東日本大震災及び長引く経済不況により
- ④ 平成26年度～平成27年度 依然として経営が圧迫されていることにより
- ⑤ 平成28年度～平成29年度 入湯者が減少傾向にあることにより

○ 議案第13号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

※ 持続可能な医療保険制度を構築するための措置として、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)が施行されることに伴い、本市関係条例において、所要の改正を行うものであります。

1 大仙市国民健康保険条例(平成17年大仙市条例第226号)の一部改正【第1条の規定】

- ① 国民健康保険事業の運営は、都道府県が市町村とともに行うこととされ、国民健康保険運営協議会は、市の国民健康保険事業の運営に関する事項(市町村が処理する保険給付、保険税の賦課、徴収などの事務に係るものに限る。)を審議させる国民健康保険事業の運営に関する協議会となることに伴い、規定を整理することとした。(目次、第2条関係)
- ② 所要の規定の整理(目次、第1条関係)

2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部改正【第2条の規定】

1の改正に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に係る所要の規定を整理することとした。(別表第1関係)

3 大仙市後期高齢者医療に関する条例(平成20年大仙市条例第33号)の一部改正【第3条の規定】

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、病院や施設へ入院等したことにより当該入院等施設の所在地に住所変更した場合であっても変更前の住所地に住所を有するものとみなして被保険者とする、いわゆる住所地特例が、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療保険の被保険者資格を取得した際も引き続き適用されることに伴い、所要の規定を整理することとした。(第3条関係)

4 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第14号 大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

※ これは、産業の振興を図るため、市内に工場等を新設又は増設し、設備投資と雇用の条件を満たした者に対する固定資産税の課税免除を定めたものでありますが、有効求人倍率の高止まりによる人材不足の課題を工場等の自動化・高度化によって解決しようとしている企業の現状に鑑み、設備投資と雇用の条件を見直し、企業誘致と既存企業の事業拡大を促進するため、所要の改正を行うものであります。

1 固定資産税の課税免除をするために行う指定の基準の見直し（第8条関係）
（改正前）

- ・ 工場等を新設する場合
設備投資額 2, 500万円超え 雇用条件 10人以上
- ・ 工場等を増設する場合
設備投資額 2, 500万円超え 雇用条件 3人以上

（改正後）

- ・ 工場等を新設する場合
設備投資額 2, 000万円超え 雇用条件 5人以上
- ・ 工場等を増設する場合
設備投資額 2, 000万円超え 雇用条件 2人以上

2 所要の文言整理（第2条関係）

3 施行期日 平成30年4月1日

4 経過措置 改正後の規定は、施行日以後に事業計画書等の申請のあったものについて適用することとする。

○ 議案第15号 大仙市市民会館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 中仙市民会館に新たにムービングスポットライト（デジタル信号により本体の動作や発光色、模様などを制御できるモーター内蔵のLEDスポットライト）を導入したことに伴い、使用料の額を条例規定するものであります。

1 ムービングスポットライトに関する使用料を規定（別表第2関係）

- ① 「照明セットD」 使用料の額 一式 13, 110円
- ② ムービングスポットライト（4台） 使用料の額 1台 1, 080円
- ③ ムービングスポットライト用操作卓 使用料の額 1台 1, 080円

2 備考に「照明セットD」の内訳を規定（別表第2関係）

「照明セットC」にムービングスポットライト4台及びデジタル操作卓を含めたもの

3 施行期日 公布の日

○ 議案第16号 大仙市旧池田氏庭園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 今般、旧池田氏庭園内の「旧池田家住宅洋館」が国の重要文化財に指定されたことを踏まえて公開方法を見直したことから入園料の額を改めるとともに、これまで本家庭園については、期間を限定して公開しておりましたが、平成30年から降雪期を除いて公開することとし、あわせて開園時間についても見直しを図るものであります。

- 1 入園料の額を次のように設定するとともに、洋館2階を見学する場合の入園料の規定を追加(別表第1関係)

| 区 分 | 入園料の額 |
|-----------|---------------|
| 一般 | 300円(改定前320円) |
| 団体(20人以上) | 240円(新設) |
| 年間パスポート | 700円(新設) |
| 高校生以下 | 無料(変更なし) |

※ 洋館2階を見学するときは、表中の入園料の額に200円を加算(高校生以下除く。)

- 2 開園時間の変更に伴う規定の整備(別表第2関係)
ボクジョテイ
穆如亭の利用時間の終了時刻を午後4時から午後3時30分に変更することから、使用料の額に規定する利用時間の終了時刻を午後3時30分として整合性を図ることとした。
- 3 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第17号 大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について

※ 八乙女運動公園のテニスコートに整備した照明設備の供用を開始することに伴い、使用料の額を条例規定するものであります。

- 1 テニスコートの照明設備を利用する場合において、コート使用料のほか、1時間につき200円を徴収することとした。(別表関係)
- 2 施行期日 平成30年4月1日
- 3 経過措置 改正後の規定は、施行日以後の利用に係る申込みをこの条例の公布日以後に行ったものについて適用することとする。

○ 議案第18号 大仙市サン・スポーツランド協和条例の一部を改正する条例の制定について

※ サン・スポーツランド協和のテニスコートに整備した照明設備の供用を開始することに伴い、使用料の額を条例規定するものであります。

- 1 テニスコートの照明設備を利用する場合において、コート使用料のほか、1時間につき200円を徴収することとした。(別表関係)
- 2 施行期日 平成30年4月1日
- 3 経過措置 改正後の規定は、施行日以後の利用に係る申込みをこの条例の公布日以後に行ったものについて適用することとする。

○ **議案第19号 大仙市仙北健康広場条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 仙北健康広場の屋内ゲートボール場において、新たに照明設備を使用する場合に使用料を徴収することとし、使用料の額を条例規定するものであります。

- 1 屋内ゲートボール場の照明を利用する場合において、1時間につき200円を徴収することとした。(別表関係)
- 2 施行期日 平成30年4月1日
- 3 経過措置 改正後の規定は、施行日以後の利用に係る申込みをこの条例の公布日以後に行ったものについて適用することとする。

○ **議案第20号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 保育園や幼稚園などの運営に関する基準が見直され、支給認定証の確認に係る事務が簡素化されたことに伴い、規定を整理することとした。(第8条関係)
- 2 引用条項ずれの整理(第15条関係)
- 3 施行期日 平成30年4月1日

○ **議案第21号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 協和児童館について、公共施設等総合管理計画に基づき、存廃について検討した結果、施設の老朽化が著しいほか、近年利用者が少なく、また近隣に代替施設があることから、平成29年度をもって廃止するものであります。

- 1 協和児童館の廃止(別表第1関係)
- 2 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第22号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について

※ 雄物川河川緑地運動公園は、スポーツ及びレクリエーション等を行う健康増進や憩いの場として親しまれているとともに、長年にわたり「大曲の花火」の観覧場として雄物川右岸に設置している公園であります。

今般、雄物川対岸にある花火打上場の区域を含む河川敷を整備したことに合わせ、これらを雄物川河川緑地運動公園と一体に都市公園として供用するものであります。

- 1 雄物川河川緑地運動公園の名称を「大曲の花火」公園に改めることとした。(別表第1、別表第2、別表第3関係)
- 2 増設する公園敷地の位置を規定することとした。(別表第1関係)
(改正前) 雄物川右岸河川敷 約55.4ha
(改正後) 雄物川右岸河川敷に左岸河川敷等を加えた 約74.8ha
- 3 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第23号 大仙市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※ 都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準が条例委任されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の上限は、政令に定める基準を参酌して都市公園の敷地面積に対する100分の50の割合とした。(第6条関係)
- 2 所要の条項整理
- 3 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第24号 大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大曲都市計画事業大曲駅前第二地区に係る土地区画整理事業の国庫補助事業が平成29年度で終了することに伴い、今年度をもって大仙市土地区画整理事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

これにより、平成30年度から実施される換地処分及び清算金の徴収交付事務に係る予算は、一般会計に計上し、処理することとしております。

なお、先に議決を経ている大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(以下「整備条例」という。)において、公共下水道事業特別会計など関連する特別会計について整理したところですが、整合性を確保する必要があることから、あわせて附則において整備条例の一部改正を行うものであります。

- 1 大仙市土地区画整理事業特別会計を廃止することとした。(第1条関係)
- 2 整備条例で整理した特別会計を本則に規定することとした。(第1条関係)
- 3 前記2の改正に伴い、大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年大仙市条例第29号)の所要の改正を行うこととした。(附則第2項関係)
- 4 施行期日 平成30年4月1日(附則第2項は公布の日)

○ 議案第25号 大仙市家畜導入事業資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

※ 家畜導入事業資金貸付基金は、家畜の導入及び保留を実施する者に対し、その導入資金を無利子で一定期間貸付けることにより、優良家畜の保留と増殖を促進することを目的として設置したものでありますが、近年は利用実績が無く、現在、貸付けを受けている者もない状況であり、一定の役割を終えたことから、本基金を廃止するものであります。

- 1 大仙市家畜導入事業資金貸付基金条例（平成17年大仙市条例第70号）の廃止
 - 2 施行期日 平成30年4月1日
- ※ 基金現在高 845万円（平成29年度末見込み）

○ 議案第26号 大仙市南外森林総合利用施設設置条例を廃止する条例の制定について

※ 大仙市南外森林総合利用施設については、近年利用実績が無いことから、平成29年度をもって廃止するものであります。

- 1 大仙市南外森林総合利用施設設置条例（平成17年大仙市条例第153号）の廃止
- 2 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第27号 大仙市荒川鉦山跡地施設条例の制定について

※ 荒川鉦山跡地観光施設については、施設のうち、休止中のオートキャンプ場を廃止することに伴い、観光施設としての用途を廃止するものであります。

これに伴い、残る荒川鉦山跡地については、産業遺産としての歴史的価値や先人達の事績を伝える歴史学習の場として、生涯学習施設に用途を変更した上で施設を存続させることとし、施設を条例規定するものであります。

- 1 設置（第1条関係）
 - ① 大仙市荒川鉦山跡地施設
 - ② 大仙市協和荒川字嗽沢地内及び百目石山地内
- 2 入場の制限等（第2条関係）
- 3 損害賠償の義務（第3条関係）
- 4 委任（第4条関係）
- 5 施行期日 平成30年4月1日
- 6 大仙市荒川鉦山跡地観光施設条例（平成17年大仙市条例第187号）の廃止（附則第2項関係）

○ 議案第28号 大仙市花火伝統文化継承資料館条例の制定について

※ 市民が集う交流拠点として豊かな生涯学習社会の実現を推進するとともに、花火に関する資料の収集や保管、展示など広く公開することにより、花火の文化的価値を高めながら後世へと継承し、花火文化の発展に寄与する施設として、花火伝統文化継承資料館を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

なお、花火伝統文化継承資料館には勤労青少年ホームの生涯学習機能を集約するとともに、産業展示館を当該資料館の別館と位置付けるため、附則により関係条例を廃止し、合わせて外部有識者等による運営委員会を設置するため、関係条例の一部改正を行うものであります。

- 1 設置（第1条関係）
- 2 名称及び位置（第2条関係）
 - ① 花火伝統文化継承資料館 大仙市大曲大町7番19号
 - ② 花火伝統文化継承資料館 別館（産業展示館） 大仙市大曲大町7番3号
- 3 構成（第3条関係）
 - ① 生涯学習活動エリア（1階、2階及び別館）
 - ② 花火伝統文化継承エリア（3階及び4階）
- 4 禁止行為、利用の許可、制限及び取消し、使用料等（第4条―第11条関係）
- 5 指定管理者による管理、業務、管理基準、利用料金等（第12条―第18条関係）
- 6 原状回復及び損害賠償義務（第19条及び第20条関係）
- 7 運営委員会の設置（第21条関係）
- 8 委任（第22条関係）
- 9 施行期日 規則で定める日
- 10 大仙市勤労青少年ホーム条例及び大仙市産業展示館条例の廃止（附則第2項関係）
- 11 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の改正（附則第3項関係）

○ 議案第29号 大仙市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について

※ 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）について、平成30年度から地方公営企業法の全部を適用し、既に公営企業化している水道事業に下水道事業を加え、上下水道事業を設置することに合わせ、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）を置くこととし、管理者の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 給与（第2条、第3条関係）

管理者に給料（月額61万円）並びに通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給し、一般職の職員に支給される給与の支給方法に準じて支給することとした。
- 3 手当の支給（第4条関係）

管理者の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例によることとした。この場合において、期末手当の支給については、6月に支給する場合にあっては手当基礎額（給料月額100分の115）に100分の157.5を、12月に支給する場合にあっては同じく100分の172.5を乗じて得た額とした。
- 4 旅費（第5条関係）

管理者の旅費の額は、副市長の職務にある者の旅費相当額とした。
- 5 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第30号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について

※ 現在、建築中の大曲仙北広域市町村圏組合消防本部・大曲消防署の新庁舎に同組合の事務所を移転するため、関係地方公共団体で協議の上、組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 組合の事務所の位置の変更（第4条関係）
（現行） 大仙市大曲日の出町2丁目7番53号大仙市大曲交流センター内
（改正後） 大仙市大曲栄町13番47号
- 2 施行期日 平成30年6月18日

○ 議案第31号 市道の路線の認定及び廃止について

※ 市道の路線を次のとおり認定及び廃止しようとするものです。

- 1 認定する路線 11路線 実延長9,830.11m
- 2 廃止する路線 28路線 実延長15,375.92m
（廃止路線のうち、市道の重用区間に係るもの 18路線 実延長4,135.92m）
- 3 認定後の市道路線 6,587路線 実延長3,162,467.45m

○ 議案第32号 平成29年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成29年度大仙市公共下水道事業特別会計に平成29年度一般会計から繰り入れる額を759,891千円以内から792,573千円以内（32,682千円増）に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第33号 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成29年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計に平成29年度一般会計から繰り入れる額を451,657千円以内から458,865千円以内（7,208千円増）に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第34号 平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成29年度大仙市農業集落排水事業特別会計に平成29年度一般会計から繰り入れる額を899,840千円以内から915,727千円以内（15,887千円増）に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○ 議案第35号 平成30年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて

※ 平成30年度大仙市スキー場事業特別会計に平成30年度大仙市一般会計から66,052千円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。